

表彰規程

(平成16年3月26日 理事・評議員会)

(平成22年3月31日 一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、財団法人マルセンスポーツ・文化振興財団（以下「財団」という）が寄附行為第4条第2号にもとづく表彰事業を実施するための基準及び手続を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 財団は、岡山県のスポーツ・文化の振興及び発展に寄与することを目的として、次の表彰を行う。

1 スポーツ活動に対する表彰

(1) マルセンスポーツ大賞

当該年度における国際大会・全国大会等において特に優秀な成績を収めた個人、団体又はスポーツの振興に多大な功績のあった者。

(2) マルセンスポーツ賞

当該年度における国際大会・全国大会等において優秀な成績を収めた個人、団体又はスポーツの振興に多大な功績のあった者。

2 文化活動に対する表彰

(1) マルセン文化大賞

当該年度において文化の振興に著しく貢献した個人又は団体。

(2) マルセン文化賞

当該年度において文化の振興に貢献した個人又は団体。

3 スポーツ・文化特別表彰

(1) マルセン栄誉大賞

マルセンスポーツ大賞・マルセン文化大賞受賞者で、更なる功績を挙げた者。

(2) マルセン特別賞

マルセンスポーツ賞・マルセン文化賞と同程度の功績等を挙げた者。

(対象)

第3条 財団の表彰は、岡山県内に所在する団体又は居住する個人、若しくは岡山県ゆかり者であること。

(副賞金額)

第4条 副賞の金額は、理事会で定めた予算の範囲内とする。

(対象期間)

第5条 対象となる期間は、原則として4月1日から3月31日までとする。

(連 続 表 彰)

第 6 条 連続表彰は、原則として行わない。ただし実績により、前回以上の成績を修めた者を表彰候補とすることができる。

(推 薦)

第 7 条 財団は、公の機関、スポーツ・文化関係機関（団体）等から、表彰候補者の推薦を受けるものとする。

(選考委員会)

第 8 条 選考委員は、スポーツ・文化の関係者及び学識経験者並びに財団関係者の中から財団が委嘱する委員で構成する。

(選 考)

第 9 条 財団は、別に定める期間に選考委員会を開き、第 7 条で推薦された候補者の中から、財団の定める基準をもって若干名ずつを選考する。

- 2 受賞者は、理事長が選考委員会の選考結果の報告を受け、財団の理事の過半数の同意を経て決定する。

(表 彰)

第 10 条 理事長は、毎年 1 回、受賞者を表彰式において表彰し、表彰状と副賞を贈呈する。

(補 則)

第 10 条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を経て行うものとする。

- 2 この規程の実施に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年度の表彰式から適用する。

この規程は、平成 22 年度から適用する。

第 3 条中、岡山県ゆかりの者とは、次のとおり

- ・ 岡山県出身者
- ・ 岡山県内の学校等を卒業した者
- ・ 岡山県内に就職・在職経験のある者等